

**EU 韓国自由貿易協定（FTA）原産地証明制度を  
めぐる運用上の論点**

2018年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシアCIS課

ソウル事務所

2018年7月17日に署名された日EU経済連携協定(EPA)では、特惠関税の適用を受けるための原産地の証明方法について、自己申告制度のみが採用された。

日EU・EPAに先行して2011年7月に暫定適用が開始されたEU韓国FTAでは、その原産地証明制度は、原則として認定輸出者による自己証明制度が採用されている。さらに輸入国税関が輸出者に対して検認を行う際の方法についても、日EU・EPAと同様、輸出国税関が窓口となるいわゆる「間接検認」が採用されている。

EU韓国FTAの原産地証明書の発給をめぐるについては、ジェトロ調査レポート「EU韓国FTAの履行状況、および第三者インボイスでのFTA活用時の留意点<sup>1)</sup>」(2012年5月)第3章でも触れているとおり、協定で定める原産地申告文を記載し原産地申告とすることができる書類について議論が継続している。

また、韓国税関の分析によれば、韓国からEUへの輸出時にEU韓国FTAを利用した際のEU側輸入国税関による検認が2013年に急増している。一部民間コンサルティング会社の分析では、この傾向は同年以降も続いているとも言われる。韓国税関はまた、他のFTAパートナーと比較してもEU側加盟国税関の検認が圧倒的に多いことにも言及している<sup>2)</sup>。EUから韓国への輸出で見ても、EU韓国FTAを利用した輸出の5割で、韓国での輸入後に韓国関税庁から検認を受けているという調査結果もあり、双方で活発に検認が行われていることが窺える<sup>3)</sup>。

こうした状況を踏まえ、本レポートは、金&張法律事務所(ソウル)への委託調査によりEU韓国FTAの原産地証明制度をめぐる最近の議論をまとめたものである。II.では本調査結果を踏まえた日EU・EPA活用時の留意点として、2018年7月に公開された日EU・EPAのテキストをもとに、I.でまとめたEU韓国FTAでの最近の論点を踏まえた若干の考察を加えた。なお、EU韓国FTAの協定の全体像については、ジェトロ出版物「EU韓国FTAの概要と解説」(2011年5月)<sup>4)</sup>で詳説している。

---

<sup>1)</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07000943/eu\\_kr\\_fta.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000943/eu_kr_fta.pdf)

<sup>2)</sup> 韓国関税庁「Origin Verification in Korea and its Implication」  
<http://www.wcoomd.org/~media/wco/public/global/pdf/events/2013/wco-origin-conference-2014/22-korealee.pdf?la=en>

<sup>3)</sup> ホワイト&ケース外国法事務所「平成28年度 経済産業省内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業 FTA 原産地証明に係る海外の法制及び企業の実施体制実態調査報告書」66ページ  
[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H28FY/000775.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000775.pdf)

<sup>4)</sup> <https://www.jetro.go.jp/publications/jetro/9784822410995.html>

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 目次

<b>I EU 韓国 FTA 原産地証明書制度をめぐる運用上の論点</b> .....	1
1. EU 韓国関税委員会での議論事項 .....	1
(1) 議論されたテーマ .....	1
(2) EU の立場 .....	4
(3) 韓国の立場 .....	4
(4) 二国間協議内容 .....	4
(5) 2017 年 4 月の EU 韓国 FTA 関税委員会以降の執行状況 .....	5
2. 原産地申告書の作成主体に関する追加争点事項 :	
原産地申告書を代理人が作成できるか否か .....	7
(1) EU 側の問題意識 .....	7
(2) 韓国側の主張 .....	8
(参考) EU 韓国 FTA 貿易委員会および関税委員会の開催状況 .....	10
<b>II. EU 韓国 FTA における運用上の論点を踏まえた日 EU・EPA 活用時の留意点</b> .....	11
1. 第三国で発行されたインボイスが、原産地申告を付記する書類として有効か否か	11
2. 代理人が作成した原産地申告書の有効性 .....	11
3. 間接検認に関し、輸出国税関の回答を輸入国税関が拒否することができるか否か	12

## I EU 韓国 FTA 原産地証明書制度をめぐる運用上の論点

EU 韓国 FTA における原産地証明制度に関しては、最近では 2017 年 4 月に開催された EU 韓国 FTA 関税委員会 (the Customs Committee) で議論された。以下は同委員会での議論の結果に基づき調査したものである。

なお、EU 韓国 FTA の履行状況や利用状況のレビューは、EU 韓国 FTA 第 15.1 条に基づき、年 1 回もしくは相手国の要請に応じて開催される長官級の貿易委員会や、2016 年 10 月に開催されたステークホルダーワークショップ等の場でも行われたが、これらの場においては原産地証明制度についての具体的な議論は行われていない。

### 1. EU 韓国関税委員会での議論事項

#### (1) 議論されたテーマ

##### テーマ 1. 第三国が発行したインボイスに原産地申告文<sup>5</sup>が付記されているものを有効な原産地申告書として認めるか否か

EU 韓国 FTA 原産地製品の定義および行政協力の方法に関する議定書(以下、「議定書」とする)では、原産地申告書は送り状 (インボイス) など商業書類に原産地申告文案を付記するよう定めている。しかし、この際のインボイスの具体的な内容、つまり誰が発行したインボイスなのかが明確になっていないため、特恵税率を適用する際に問題を巻き起こす恐れがある。

この問題に関する、EU 域内から韓国への輸出時に EU 韓国 FTA の適用が拒絶された際の租税審判員への不服事例<sup>6</sup>をみると、非当事国 (EU 域外国) に所在する海外販売者 (輸出者ではない) が原産地申告文を作成し、輸出者 (認定輸出者) は出力した後に社判を押印し、署名するだけであるため、税関では、非当事国に所在する販売者が作成した原産地申告書であるとして有効ではないと判断し追徴した事例がある。

---

<sup>5</sup> EU 韓国 FTA 原産地製品の定義および行政協力の方法に関する議定書附則書 3 で定めた原産地に係る文言

<sup>6</sup> 租審 2014 管 0311(2016.10.28)

つまり、EU 域内の輸出者が作成した商業書類のみ有効であり、非当事者が原産地申告書を作成した場合(原産地申告文案を作成する行為)は、EU 韓国 FTA の特惠関税が適用される原産地申告書として認められなかったことになる。

## テーマ 2. 原産地申告文を記載し原産地申告書とすることができる商業書類の定義の不明確性

議定書第 16 条第 4 項においては、「原産地の申告書は附属書 III に定める言語のいずれかを使用し、輸出当事者の法令に基づき、送品状や引渡証書またはその他の商業書類に附属書 III で定める文案を、輸出者がタイピング、スタンプによる押印、もしくは印字することで作成される」とされている。つまり、協定上では、原産地申告文を記載し原産地申告書とすることができる書類の定義として、送り状(インボイス)、引渡証書またはその他の商業書類としか定めておらず、「その他の商業書類」にどのような書類まで含めることができるかが明示されていない。

韓国関税庁が 2011 年 7 月 20 日に公表した「EU 韓国 FTA 執行に関する指針」によれば、商業書類の定義について、送り状(インボイス)、包装明細書(パッキングリスト)、船荷証券、引渡証書(デリバリーノート)などと定めている。また、韓国関税庁が発行した「相談事例で学ぶ FTA」<sup>7</sup>においても、EU 韓国 FTA での「その他の商業書類」の定義について、送り状(インボイス)、包装明細書(パッキングリスト)、船荷証券、引渡証書(デリバリーノート)などと説明している。

しかしながら、認定輸出者ではない第三者が作成したことを理由として船荷証券に記された原産地申告書を有効ではないと判断した租税審判員の事例によると、船荷証券に原産地申告書が記された場合、船荷証券には製品のモデルや規格、価格などが記載されておらず詳細が不明確な<sup>8</sup>ため、韓国関税庁は、適法な原産地申告書として認めなかったと推測される。<sup>9</sup>租税審判員は韓国関税庁の主張に対し、明確な判断は行わなかったものの、

---

<sup>7</sup> 関税庁、相談事例で学ぶ FTA、関税庁顧客支援センター、2012

<sup>8</sup> EU 韓国 FTA 議定書第 15 条第 1 項で「原産地の申告は当該製品が確認できるよう、その製品の詳細を十分に詳しく記載する送品状、引渡証書、またはその他の商業書類によって行われる(the “origin declaration”, given by the exporter on an invoice, a delivery note or any other commercial document which describes the products concerned in sufficient detail to enable them to be identified.)」と定めている。

<sup>9</sup> 租審 2016 管 0109(2016.11.28.)

一部租税審判の審判官は船荷証券を使用した場合、適法な原産地申告書ではないという趣旨の発言をしたといわれている。

<関連する租税審判員の判断事例（租審 2016 管 0109(2016. 11. 28)>>

争点	認定輸出者ではない第三者が作成した原産地申告書を有効なものとするか否か
課税処分概要	<p>イ 請求法人は、生産者が生産した商品を販売者を通じて輸入する際、運送者が船荷証券に原産地の申告書を付記した書類を根拠として、EU 韓国 FTA に基づく協定関税を適用し、輸入および通関を行った。</p> <p>ロ 処分庁は、商品の原産地に関する書面調査の実施後、船荷証券に原産地の申告書を付記したことや、認定輸出者ではない第三者が書面を作成したことを理由として、争点になった商品の原産地申告書は有効ではないと判断し、争点になった商品に対する EU 韓国 FTA 協定関税の適用を排除し、請求法人に対して、関税と付加価値税、さらに算税を訂正・告示した。</p> <p>ハ 請求法人は、これに不服とし審判を請求した。</p>
要点	<p>EU 韓国 FTA 議定書第 16 条第 1 項(a)では、認定輸出者だけが原産地申告書を作成することができると定めている。このため請求法人は争点になった商品の原産地申告書が、認定輸出者の指示により船荷証券に原産地申告書を付記して作成されたことから適法だと主張している。</p> <p>しかし、船荷証券は、取引の当該者ではなく運送者が貨物の運送および船積に関して発行する証書であり、一般的に船荷証券に原産地申告書が付記されるとは考えにくい。また、認定輸出者は包装明細書をもって安易に原産地申告書が作成できるため、運送者が発行する船荷証券に原産地申告書を付記する必要性は低いこと、さらに、請求法人は、使用者によって商品の原産地申告書が作成されたと主張しているものの、これを立証する客観的な証拠書類などを提出していないことから、本件における原産地申告書は認定輸出者ではない第三者によって作成されたとみられ、請求法人の主張は受け入れられないと判断した。すなわち、EU 韓国 FTA 議定書第 16 条第 1 項(a)は、認定輸出者のみ原産地申告書を作成することがで</p>

	きると定めていることから、船荷証券などに第三者によって原産地申告文が付記された場合、有効ではないと判断し協定で定めた関税の適用を排除し関税を賦課した処分は妥当である。
--	---

(出所) 韓国租審 2016 管 0109 (2016. 11. 28))

## (2) EU の立場

貿易取引が複雑化するにつれ、輸出者が輸入者に対して直接商品を輸出しインボイスを発行する取引よりも、(韓国・EU 以外の) 第三国の輸出者が中継貿易としてインボイスを発行するケースの方が徐々に増えている。しかし、上記例のとおり、議定書では、原産地申告文を作成できる書類の定義が具体的に明示されていないため、その解釈において議論を引き起こす恐れがある。さらに議定書では、送り状を発行できる者を明確に定めていないため、第三国が発行したインボイスに原産地申告文が記された場合、これを有効な原産地申告書として認め特恵関税を適用できるか疑問視され、EU はこうしたことに問題があることを指摘した。

## (3) 韓国の立場

韓国は、EU 韓国 FTA に明確な規定を設けていない以上、この問題は各国の裁量で対応すべき問題と認識している。ただ、第三国で発行されたインボイスに原産地の申告文が付記されたことを理由として特恵関税の対象外とされてしまえば、中継貿易のような形態の取引が増えている現状をカバーできないと考えている。また、議定書において原産地申告文を付記できる商業書類について、第三国で発行されたインボイスを除外するという明確な除外事由がない限り、同書類も商業書類に含まれると解釈することが妥当と理解している。

## (4) 二国間協議内容

韓国、EU 以外の第三国が発行したインボイスについての見解の相違を解消するため、2017 年 4 月に開催された関税委員会で、第三国で発行されたインボイスに原産地申告文を付記することができるかと口頭で合意したとされている。原産地の申告文を付記することができる商業書類については、例えばインボイスの場合、誰が発行したのかが重要なのではなく、当該商品が確認できる詳細情報を記載したインボイスであるかが重要であり、当事国の輸出者(1 件につき 6000 ユーロ以上の場合、認定輸出者)が原産地申告文を作成したとすれば、有効な原産地申告書になるものと認識される。

他方、船荷証券の場合、当該商品を確認する詳細情報を十分に記述できないことから、商業書類の定義に含まないことで合意したとされている。

ただし上記の合意された事項は、未だ公開されておらず、また、政府当局者による公式的な見解ではない。

(5) 2017年4月のEU韓国FTA関税委員会以降の執行状況

韓国関税庁はこの問題に関する指針や報道資料などは公開していないものの、上記の関税委員会が開催されて以降、同関税委員会で合意した内容に基づき執行していることが以下から窺える。

例えば、租税審判員の審判例<sup>10</sup>によると、EU韓国FTA関税委員会で、「両締約国は議定書第16条第4項の「その他の商業書類」に関して、船荷証券は含まないが、第三国が発行したインボイスに原産地申告が付記されたものは有効なものみなすことで一致した」と記述しており、韓国関税庁の実務はこれに基づいていると認識されている。特に、同審判例によると、販売者など第三者がパソコンなどで作成した原産地申告文を付記した送り状を、輸出者が直接出力(print out)して署名するやり方で原産地申告書を作成した場合は、議定書で定める有効な作成方法に適合すると判断している。

<関連する租税審判員の判断事例 租審 2014 管 0311(2016.10.28)>

争点	第三国の販売者が原産地申告文を作成し、当事国の輸出者が署名した場合、有効な原産地申告書として認められるか否か
課税処分概要	イ 請求法人は、第三国の販売者から商品を購入。商品は販売者と異なる在EUの輸出者が生産し、請求法人が商品の輸入申告を行った。この中で、販売者が作成し輸出者が署名した原産地申告書を根拠に、「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律」(以下、「FTA特例法」という)に基づきEU韓国FTAに伴う協定関税率(0%)の適用を申請し、処分庁はこれを受理した。 ロ 処分庁は、請求法人に対する原産地調査の結果を受け、請求法人が提出した争点申告書で、「原産地申告文」を輸出者ではなく販売者が作成したことから、商品に対する協定関税率の適用を拒否し、譲許関税率(6.4%)

<sup>10</sup> 租審 2014 管 0311(2016.10.28)

	<p>を適用して請求法人に関税と付加価値税さらには加算税を訂正および告示した。</p> <p>ハ 請求法人はこれを不服とし、審判を請求した。</p>
<p>要点</p>	<p>議定書 16 条第 4 項においては、原産地申告書は「インボイスや引渡証書またはその他の商業書類に附属書 3 に定める文言を、タイピング、スタンプまたは印字により輸出者によって作成される」と定めており、「EU 韓国 FTA 関税委員会」で両締約国は議定書 16 条第 4 項の「その他の商業書類」について船荷証券は含まないが、第三国が発行したインボイスに原産地申告が付記されたものは有効であることで合意した。</p> <p>なお、商品の原産地が EU と確認されていること、<u>「EU 韓国 FTA 関税委員会」会議において、両当事国の争点となった原産地申告書のように第三国が発行したインボイスに原産地申告が付記されたものは有効な原産地申告書として認めたこと</u>、議定書附則書 3 において、原産地申告書文「(7)所在地および日付」は文書自体に含まれている場合、その表示を省略できると定めているため、争点申告書上インボイスの発行日付が明記されており、輸出者の社判に輸出者の所在地が含まれていることから、所在地や日付が文書に記載されているとみなすことができる。</p> <p>また、<u>輸出者が販売者から原産地の申告書が付記された送品状を直接出力 (print out) して署名する方式で原産地申告書を作成したことは、議定書で定める有効な作成方法に符合することから、輸出申告ときに作成されていた原産地申告書は有効な原産地申告書といえるため</u>、争点である商品に対して協定関税率の適用を拒否した処分庁の 1 次処分や 2 次処分は過ちと思われる。</p>

(出所) 韓国租審 2014 管 0311 (2016. 10. 28)

2. 原産地申告書の作成主体に関する追加争点事項： 原産地申告書を代理人が作成できるか否か

上述の韓 EU 関税委員会において議論されたか否かは現時点で確認されていないが、現在 EU 韓国 FTA において自己申告による原産地証明制度をめぐり両締約国間で重要な争点があるため紹介する。

韓国関税庁は、認定輸出者ではなく、認定輸出者から委任された第三者が認定輸出者の認定番号を用いて作成した原産地申告書について、有効と認めた間接検証の結果を EU 当局が通告したにもかかわらず、これを有効な原産地申告書と認めず追徴しており、この措置に対して多くの業者が不服として審判の申し入れや訴訟などを進めている。

#### (1) EU 側の問題意識

原産地申告書の代理権に関し、いくつかの原産地間接検証の事例をみると、EU 側の関税当局は正当な権限を委任された場合であれば、委任された輸入者は原産地申告書を作成することができる判断している。さらに、韓国の関税当局が輸出国 (EU) 関税当局の原産地検証結果を受け入れないことも問題視している様子が伺える。

自由貿易による経済統合の歴史が長い EU では、1980 年代半ばから原産地の調査および間接検証に関する裁判所の判例が数多くある。EU 司法裁判所 (Court of Justice of the European Union, CJEU) は、「原産地の決定に関する最終的な判断の権限は輸出国にあり、輸入国が合理的な疑いがある場合、輸出国に対して事後検証を求めるなど、共同で履行の状況を監督せねばならない。つまり、輸出の合法的な決定は拘束力があるた

め、輸入国が一方的に取り消しできるものではない。」と判示した経緯がある。<sup>11</sup>

(2) 韓国側の主張<sup>12</sup>

韓国関税庁は、「EU 韓国 FTA 交渉および EU 韓国 FTA 議定書では、代理権を認める規定が明文化されていない。明文化された規定がないにもかかわらず代理人による原産地申告書の作成を認めると解釈することは、租税法律主義に基づく租税法規厳格解釈の原則に反する」と主張している。また、(認定輸出者による自己証明を原則とする)同議定書における原産地証明制度は、「関税当局が原産地証明能力があると認定した輸出者に対して原産地証明書発給権限を与えることで、原産地証明書の無分別な発給を防止するための制度」と解釈される。このため認定輸出者制度の趣旨は、関税当局が輸出者に与えた権限や資格は、私人間の契約によって任意に第三者に委任できるものとは考えにくいとして、代理権を否認している。

なお、(輸出国である)EU 加盟国の関税当局が実施した間接検証の結果を回答したにもかかわらず、(輸入国として)韓国側関税当局が検証対象の原産地申告書の効力を否認することができるか否かについては、議定書第 27 条および FTA 関税特例法ともに、輸出国の関税当局による間接検証結果は輸入国の関税当局に対して法的拘束力を持つとの規定がないこと、さらに、議定書第 27 条第 7 項は、「回答に商品の真の原産地を見極めるための十分な情報が盛り込まれていない場合、特惠資格の付与を拒むことができる」と定めていることから、EU 関税当局の見解は、EU 韓国 FTA において第三者が認定輸出者の代行として原産地申告書を作成する行為を正当化することはできないと判断し、税官長が原産地申告書を有効ではないと判断して関税上の特惠待遇を排除した処分は過ちではないとしている。

---

<sup>11</sup> EU 司法裁判所の判例、Case-218/83 *Les Rapides Savoyards and Others* (1984) ECR 3105, para. 26

<sup>12</sup> 関税庁、適否審査 第 2016-124 号(2017.7.25)決定書

〈関連する租税審判員の判断事例 租審 2014 管 0038(2017. 12. 19)〉

争点	販売者の送り状に、生産者の認定輸出者番号が記された原産地申告書を有効ではないとみなし、EU 韓国 FTA 関税率の適用を排除した処分の当否
課税処分概要	<p>イ 請求法人は、在 EU の販売者から同じく在 EU の A 社が生産した争点になった商品を韓国へ輸出する際、販売者の送り状(インボイス)に原産地申告文と A 社の認定輸出者番号 AAA が記載された原産地申告書を根拠として、EU 韓国 FTA に伴う協定関税率(0%)の適用を申請し、通関地税関長がこれを承認した。</p> <p>ロ 処分庁は、EU 加盟国 B の関税当局に対して商品の原産地の検証を要請し、EU 加盟国 B の関税当局は処分庁に対し、販売者は自身のインボイスに A 社の認定輸出者番号を記載して争点申告書を発行したため、適合するものとみなすべきとの間接検証結果を処分庁に回答した。</p> <p>ハ 処分庁は、争点申告書は認定輸出者ではなく販売者によって作成されたものであるため、有効ではないと判断し協定関税率の適用を拒否するとともに、請求法人に対して関税、本税、教育税、付加価値税、さらに加算税を賦課した。</p> <p>二 請求法人はこれを不服とし、審判を提起した。</p>
要点	<p>今回争点となった原産地申告書は販売者のインボイスに付記されており、当時の販売者は認定輸出者ではないこと、<u>EU 韓国 FTA において原産地申告書の代理人による発給を許容する規定がないこと</u>、また、生産者の認定輸出者番号が有効であり、販売者が生産者の認定輸出者番号を無断で使用していないことから、恣意的な行為ではない旨の検証結果を EU 加盟国 B の関税当局が回答したことに鑑み、本件における処分に誤りはなく、請求法人が</p>

	原産地申告書の有効性を確認するため努力した事実が確認できない点等を踏まえれば、本件における加算税の賦課処分についても妥当と判断される。
--	---

(出所) 韓国租審 2014 管 0038 (2017. 12. 19)

(参考) EU 韓国 FTA 貿易委員会および関税委員会の開催状況

〈これまでに開催された EU 韓国 FTA 貿易委員会の一覧〉

日付	場所	内容
2011. 10. 12	ソウル	第 1 次 貿易委員会 開催
2012. 10. 16	ブリュッセル	第 2 次 貿易委員会 開催
2013. 10. 15	ソウル	第 3 次 貿易委員会 開催
2014. 10. 16	ブリュッセル	第 4 次 貿易委員会 開催
2015. 09. 15	ソウル	第 5 次 貿易委員会 開催
2016. 12. 16	ブリュッセル	第 6 次 貿易委員会 開催
2018. 1. 19	ブリュッセル	第 7 次 貿易委員会 開催

(出所) 韓国産業通商資源部 FTA ポータル<sup>13</sup>

〈これまでに開催された EU 韓国 FTA 関税委員会の一覧〉

日付	場所	内容
2011 年 12 月	ソウル	EU 韓国 FTA 関税委員会 開催
2012 年 11 月	ブリュッセル	EU 韓国 FTA 関税委員会 開催
2014 年 6 月	ソウル	EU 韓国 FTA 関税委員会 開催
2017 年 4 月	ソウル	EU 韓国 FTA 関税委員会 開催

(注) EU 韓国 FTA 関税委員会については、正確な開催回数についての公式情報がない。

<sup>13</sup> <http://www.fta.go.kr/eu/>

(出所) 韓国外交部、 欧州連合 (EU) の概況 92 ページ、 外交部 欧州西欧州課、 2015 、 欧州委員会資料<sup>14</sup>などを参照

## II. EU 韓国 FTA における運用上の論点を踏まえた日 EU・EPA 活用時の留意点

これまで見てきた EU 韓国 FTA 原産地証明制度にかかる運用上の論点を踏まえ、争点となったポイントが日 EU・EPA 協定上どのように規定されているか、若干の考察をする。

### 1. 第三国で発行されたインボイスが、原産地申告を付記する書類として有効か否か

EU 韓国 FTA では、原産地証明が協定非当事国（すなわち第三国）の輸出者によって発行された場合、原産地証明の検証を経ることなく特惠待遇の付与を拒否することできるとされている（EU 韓国 FTA 議定書注釈 9 項(c)）。本規定に関しては、EU 韓国間で、暫定適用開始後から最近まで議論が継続していた模様であるが、I. で述べたように、両政府間協議の結果、第三国で発行された書類であっても、その他の要件を満たしていれば、特惠待遇の付与を拒否しないことで合意されたとしている。

日 EU・EPA では、インボイスが第三国で発行されたことのみを理由として特惠関税の申請を拒否してはいけない旨を明示的に規定している（日 EU・EPA 第 3.17 条第 3 項）。このことから、日 EU・EPA 適用時に、EU 韓国 FTA と同様の問題が発生することはないと考えられる。

### 2. 代理人が作成した原産地申告書の有効性

日 EU・EPA において、原産地申告は、製品の原産性（製品の生産時に使用された材料の原産性に関する情報を含む）を表す情報に基づき、輸出者が作成することができる（第 3.17 条第 1 項）。また、原産地申告を付記すべき書類については、「原産品についてその特定ができるだけの十分な詳細が記載されたインボイスもしくはその他の商業書類」と定義されている（第 3.17 条第 2 項）。

原産地申告書の作成主体については、原産地の申告は、「輸出者によって作成される、産品が原産性を満たしていることを示す申告」に基づいて行われなければならない（第 3.16 条第 2 項(a)）と規定されている。一方、EU 韓国 FTA においても、第 16 条第 4 項で、「原産地申告は、輸出者によって作成されなければならない」と規定があり、また代理人が作成する原産地申告が有効か否かについてはいずれも明確な規定はない。

日 EU・EPA の協定本文ではこれ以上の詳細な規定はないため、原産地申告を作成できる主

---

<sup>14</sup> 欧州委員会報告「EU 韓国 FTA 履行に関する年次報告」2017 年 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017DC0614&from=EN>

体については、運用上の手続きに関する付則や各締約者の当局が作成するガイダンスなどで確認する必要があるが、日本の税関の解釈を測るヒントとして、日オーストラリア EPA の利用に関しては、「日豪 EPA 「自己申告制度」利用の手引き」<sup>15</sup>47 ページで以下のように説明があるため、日 EU・EPA においても同様の運用となる可能性がある。

(問 7) 原産品申告書等の作成を輸入者に代わって通関業者が行うことは可能か。

(答 7) 輸入者が原産品申告書、原産品申告明細書等を作成するに際し、減免税関係書類等その他の税関提出書類と同様に、輸入者からの依頼を受けた通関業者が代行して作成することも可能です。その際は、原産品申告書等を作成するに足る十分な情報を輸入者等より提供されていることが必要となります。

EU 側の基本的な立場については、I. で述べたように、EU 韓国 FTA では、EU 側は代理人が作成した原産地申告書が韓国側税関で有効と認められないことに不服を申し立てる立場であったことから、代理人が作成した原産地申告書も有効であると推測される。

### 3. 間接検認に関し、輸出国税関の回答を輸入国税関が拒否することができるか否か

日 EU・EPA においては、前述のとおり、輸入国税関より要請があった場合、輸出国税関は、必要に応じて当該製品の輸出者へ文書の要請や訪問等を通じた調査を行い（第 3.22 条第 3 項）、輸入国税関に対し、要請された書類と併せて、輸出国税関の意見を回答することとなっている（第 3.22 条第 4 項(b)）。

EU 韓国 FTA も日 EU・EPA と同様、間接検認の仕組みが設けられているが、I. でみてきたように、EU 韓国 FTA では、間接検認の結果、輸出国税関が当該製品が原産性を満たすことを確認する旨の意見を回答したにも関わらず、輸入国税関が特惠待遇の付与を拒否することができるか否かをめぐり、EU と韓国との間で争点となっていた。

日 EU・EPA においては、輸出国税関が当該製品が原産性を満たすことを確認する旨の意見を回答したにも関わらず、輸入国税関が特惠待遇の付与を拒否する十分な正当性がある場合には、特惠待遇の付与を拒否する旨を 2 カ月以内に輸出国税関へ通知しなければならない（第 3.24 条第 3 項）。従い日 EU・EPA では、特惠待遇の付与を拒否する十分な正当性があれば、輸出国税関の意見を覆して輸入国税関が特惠待遇の付与を拒否することができることになる。ただし、輸出国税関の意見を覆して輸入国税関が特惠申請を拒否した場合、特惠関税を拒否するための「十分な正当性」の有無が争点となることが可能性として考えられる。

---

<sup>15</sup> 財務省関税局・税関 「日豪 EPA 『自己申告制度』利用の手引き」  
<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou.pdf>

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20180019>

「EU 韓国自由貿易協定(FTA)原産地証明制度をめぐる運用上の論点」

作成者 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1- 12-32  
Tel. 03-3582-5569